

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付について

相談受付先	大山崎町社会福祉協議会 総務課地域福祉係 電話957-4100
相談受付時間	令和2年3月25日～7月末日 午前9：30～11：30 午後13：30～16：30 上記時間来所が難しい方は 要相談予約 。
制度概要	貸付金額は下記参照。 無利子、連帯保証人なしでも可 1年据え置き後、最大2年償還
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けが必要な世帯。
貸付額上限	10万円。但し特に必要とされる場合は20万円まで引き上げ。 ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症罹患患者がいるとき ②世帯員の中に要介護者がいるとき ③世帯員が4人以上いるとき ④世帯員に臨時休校した小学校等に通う子またはその恐れがある子がいる世帯 ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
必需品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類(写真付き) ex免許証、パスポート、住基カード、身障・療育・精神保健手帳 ・ 本人確認書類(写真付きがない場合) ex年金手帳、保険証、住民票等 ・ 住民票(世帯全員、直近1か月以内発行) ・ 減収がわかる書類(直近3か月の給与明細と当月の代金振込通帳の写し) ・ 印鑑登録証明書(3か月以内発行) ・ 実印 ・ 貸付金振込希望口座通帳(京銀、ゆうちょ銀行、農協、北都信金に限る) ・ 振込希望口座登録印 ・ 世帯員の中に要介護者及び障がい者がいる場合→介護保険証、障がい者手帳 ・ 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症罹患患者がいる場合→医療機関の受診がわかるもの